

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

告 示

生活保護法による指定介護機関の変更(七一〇・福祉政策課)……………	1
結核予防法による指定医療機関の指定の辞退(七一一・湯沢保健所)……………	2
結核予防法による医療機関の指定(七一二、七二三・湯沢保健所)……………	2

秋田県告示第七百九号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。

平成十七年八月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

告 示

生活保護法による介護機関の指定(七〇九・福祉政策課)…………… 1

目 次

ページ

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
医療法人社団杏真会六郷訪問看護ステーション	医療法人社団杏真会六郷訪問看護ステーション 理事長	仙北郡美郷町六郷字馬町六十四番地	訪問看護	平成十六年五月一日
株式会社コムスン 本荘由利ケアセンター	株式会社コムスン 代表取締役	由利本荘市出戸町字瓦谷地二十八番地一 鶴沼ビル一階	居宅介護支援事業	平成十七年六月一日
アイリスケアセンター鹿角	株式会社ニチイ学館 代表取締役	鹿角市花輪字上花輪二百十二番地一の二	福祉用具貸与	平成十七年七月一日
グループホーム扇寿	特定非営利活動法人 ニューハピネス扇寿 理事長	能代市臈淵字下悪戸六十四番地	認知症対応型共同生活介護	平成十七年七月一日

秋田県告示第七百十号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があつ

たので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。

平成十七年八月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所在地	変更前	変更後	サービスの種類	変更年月日
指定訪問介護事業所 末広介護タクシー	有限会社末広自動車 代表取締役	大曲市四ツ屋字上百瀬七十二の一	指定訪問介護事業所 末広介護タクシー	末広介護タクシー	訪問介護	平成十七年七月一日

秋田県告示第七百一十一号
 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退があつたので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の五第二項において準用する同条第一項の規定に基づき、告示する。
 平成十七年八月十六日

名 称	所在地	辞退年月日
雄勝調剤薬局	湯沢市表町三丁目三番十号	平成十七年七月三十一日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第七百一十二号
 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の五第一項の規定に基づき、告示する。
 平成十七年八月十六日

名 称	所在地	指定年月日
雄勝中央病院	秋田県湯沢市山田字勇ヶ岡二十五	平成十七年八月一日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第七百一十三号
 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の五第一項の規定に基づき、告示する。
 平成十七年八月十六日

名 称	所在地	指定年月日
雄勝調剤薬局	秋田県湯沢市山田字勇ヶ岡三十一	平成十七年八月一日

秋田県知事 寺田典城

正 誤

平成十七年七月二十九日（第千六百九十六号）掲載の秋田県告示第六百六十九号（道路区域の変更及び供用開始）（印刷誤り）
 二ページ表中

延長（キロメートル）	〇・一一一	延長（キロメートル）	〇・一一〇
〇・二二三	は	〇・二二三	の誤り。

発行者 秋田県

印刷所

購読料金

一月三千六百七十五円（税込）

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話(862)八七六六 FAX(863)〇〇〇五
 E-mail:matsubara@matsubaramatsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁 雄